

## 総合海洋政策本部参与会議（第 32 回）議事概要

◆日時：平成 28 年 12 月 15 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分

◆場所：中央合同庁舎 4 号館 12 階 1208 特別会議室

◆議事概要（参与の発言は○、事務局の発言は●で示す。）

### 1. 開会

### 2. 各 P T の中間報告について

〔資料 2-1 から 2-4 について、各 PT 主査から説明があった。以下、質疑応答。〕

- 海域利用 PT の環境保全に関して。第三者の実施主体の重要性とはどのような意か。
- 客観的な環境影響評価の実施が重要であるということ。
- 深海性の宝石サンゴに関する中国との問題。密漁を規制する国内法は十分に整理されているのか。
- EEZ 漁業法により、EEZ 内における外国船漁業は登録が必要。登録がないまま、外国船が漁業をすれば、取り締まりが出来る体制にはなっている。
- その規制の実効性はいかほどか。
- 宝石サンゴの取り締まりは行っており、検挙もしている。法整備については、約 2 年前に小笠原周辺で中国の船がやってきたことを契機に、罰則を強化し、対応した。現在大きな問題となっていないのは、罰則強化や取り締まり強化により、現場海域から中国の船が姿を消していることが挙げられる。
- 新産業 PT における水産業の検討について、今年度の検討状況及び来年度の検討方針はどのようになっているか。
- 水産業のイノベーションについては、第 3 期の海洋基本計画の検討を含めて、来年度の検討課題となる。
- イノベーションの観点では、遺伝子組み換え生物の研究が進んでおり、それらが海に進出する懸念が出てきている。そのような問題への対処についても検討対象としてほしい。

- 海洋バイオ関連分野についても新産業という視点から検討したい。
- 海域 PT でも、日本の漁業の実態を取り上げた。今年度の PT 報告書にまとめる予定なので、来年度の参考にして頂きたい。
- 海洋調査機器における日本製品の普及について。主に実績不足により、国際的な普及が進んでいない実態がある。海洋産業による調査市場が縮小している際には、海自・海保をはじめとする政府調達において、国産の海洋機器開発を促進する必要があるのではないか。
- 産業の支援策には幅広い分野にわたり、さらに議論が必要。スケジュールを予定通り進めるために必要な国産機器がないという場合も考えられ、国産にこだわるのが非効率である一面もある。高度成長期のように、国産化率を高める方策も有り得るが、それは支援策の一側面と捉える。
- 資料 2-2 における、資源開発の技術者育成について。量的なイメージ等があるか。  
また、資料 2-3 における、国際プロジェクトの主導権確保のための人材育成とはどのようなイメージか。
- 海域利用 PT では、人材育成についての議論はあったものの、その詳細な人数・レベル等までは踏み込んでいない。今後の PT での議論に期待したい。
- 観測強化 PT では、多くの外部有識者が国際会議で活躍されているが、後継者がいないことが問題。国際社会において主導権を握るような会議に、今度も出席し続けられるか不安視される主張が繰り返しあった。  
人材育成は必ず出口の問題にぶつかる。雇用の確保は、給与待遇だけで解決するとは思えない。子供の時から海に触れる教育が必要なのではないかと感じるが、悠長なことは言っていないことも事実。
- 以前の人材育成 PT の検討状況を活かして頂ければ。
- 沿岸域のごみは調査が進んでいる一方、深海底ごみの対策が進んでいない。JAMSTEC では撮影した深海底のごみを分類し、発見場所が分かるようにネット上で公開している。  
海洋ごみは、沿岸域だけでなく、海全体に広がっていることを周知していきたい。岡山県のある中学校では、海洋ごみを調査し、その変化を記録することで生徒たちにごみ問題を体験学習してもらおう取組を続けている。子供たちに環境という目線で海に接してもらえれば、それは海を大事にするという人材育成につながる。中学生から高校生を対象に啓発できる取組を働きかけていくべき。

- 最近の大学では伝統的な講座制が崩れてきている。教授の研究を准教授が引き継ぐといったシステムが徐々に失われている。これは、大学に国際的な活動を継続することを期待するという点で問題があるのではないか。是非はあるけれども、これまでは教授が人事権を持ち、自分の後継者を指定し育成できた。今後、国際的な活動を大学にどのように求めるのか、一度考え直す必要があるだろう。
- 新産業 PT では多くの企業ヒアリングを実施した。その結果を活かして、企業に対し、いかに支援・貢献できるのか、まとめていきたい。

### 3. 次期海洋基本計画について（意見交換）

〔資料 3-1 から 3-3 について、事務局から説明があった。意見交換は非公表。〕

### 4. 宇宙基本計画の工程表改訂及び宇宙 2 法について

〔資料 4 について、内閣府宇宙開発戦略推進事務局から説明があった。以下、質疑応答。〕

- 宇宙活動法による衛星打上げ・管理の許可制について。我が国の民間企業による衛星産業の発展という視点も大事だと思うが、外国企業が関与する場合、許可制は、この法律によりどのように解決されるのか。また、その解決はどのような方針にもとづくものか。国家による十分な規制という観点と、我が国の民間産業の促進という観点から伺いたい。
- 宇宙活動法による規制対象は我が国国内からの打上げ。我が国において人工衛星を打ち上げるときに、出資者として外国企業・外国人が含まれる可能性はあると思うが、基本的に日本にて登記されている事業者を想定している。  
産業の振興という政策的観点について。宇宙空間は公共財であるとともに、我が国の宇宙産業は最先端ではない。我が国の航空宇宙産業は戦後一旦断線があり、その後、科学技術の面で、大学の先生方が引っ張って下さった。一方、他の国々は軍事的な需要を背景に、商業用途でも発展が続いている。これらの国々にどう追いつくかが課題となっている。宇宙空間をうまく使うことが様々な価値を生み出す状況になっており、我が国としても民間企業の参入を支援するため、許可制度・賠償制度を整備する必要がある。
- 宇宙ごみによる宇宙環境について、現行の宇宙基本計画ではどのように謳われているか。
- 宇宙ごみのリスクは高まっている。平成 27 年 1 月に決定された宇宙基本計画でも、宇宙の安全確保の課題のひとつとして認識されている。2007 年に中国が人工衛星の破壊実験を行い、大量の宇宙ごみが発生した。その後、米露の人工衛星

の衝突事故が起きた。現在、10cm 程度の金属片に相当するスペースデブリといわれるものは2万~3万。これらが他の人工衛星や他のデブリに衝突することで、さらにデブリが増えるという状況になっている。デブリ除去の技術開発が必要であるという議論がされている。JAXA の打ち上げる衛星については、終了措置等を講じており、民間企業についてもそのような措置を講じてもらう。

## 5. その他

[参考資料 1、参考資料 2 について、事務局及び兼原参与から説明があった。]

## 6. 閉会

- 引き続き、お気づきの点があったら随時連絡を頂ければと思う。
  
- 次回参与会議は、2月16日(木)10時~12時、今年度各PTの検討結果報告及び意見書のとりまとめについて御議論頂く予定。場所については別途連絡させて頂きたい。  
次々回参与会議は、3月16日(木)10時から。これも場所は別途連絡する。

以上